

< 原状回復に関する特約条項 >

原状回復に要する借主の費用負担については、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 契約が終了し、貸主が本件建物の引き渡しを受けた後は、貸主指定の清掃業者によるハウスクリーニング（エアコンクリーニングを含む）を行うものとします。
このクリーニング費用は、入居年数に関わらず、借主の負担とします。
- 床面積 40 m²以上 . . . 50,000 円（別途消費税 5,000 円）
床面積 40 m²未満 . . . 45,000 円（別途消費税 4,500 円）
- ② 契約が終了し、貸主が本件建物の引き渡しを受けた後は、畳表替えを行うものとします。
この費用は借主の入居年数に応じて下記のとおりとします。
- 畳 1 帖あたり . . . 7,000 円（別途消費税 700 円）

- I. 入居年数 2 年 6 ヶ月未満の場合は、借主の全額負担とします
II. 入居年数 2 年 6 ヶ月以上 5 年未満の場合は、貸主・借主の折半とします
III. 入居年数 5 年以上の場合は、貸主の全額負担とします

※畳表替え費用は、退去後、部屋の形状等に変更が生じた場合でも、借主の負担は生じるものとします。

※上記記載の金額は 2024 年 8 月現在のものであり、市場動向等により変動することがあります。

また消費税の税率が現行 10%から変動した場合は、敷金精算時の消費税率を適用するものとします。

- ③ ①及び②以外の経年変化、通常使用による損耗は貸主の負担とし、また借主の故意・過失による汚れ・破損に関しては、借主が負担するものとします。

（参考）借主負担の過去具体例

- ◆壁・ドア・ガラスなどの陥没・破損による修繕
- ◆キャスター付きイスやシェルフ等によるフローリング等の傷
- ◆洗面化粧台の鏡・ボール等の破損による交換
- ◆不注意・故意による設備の破損・毀損
- ◆残置物処分費用

- ④ 貸主は、敷金より原状回復費用を控除した残額については、契約終了後 1 ヶ月を目途に借主に振込により返還するものとし、その際の振込手数料は借主が負担するものとします。

※リフォーム状況等により、敷金返還が契約終了後 1 ヶ月を過ぎる場合があります。

貸主 株式会社 ローズハウス 印

〒223-0053 横浜市港北区綱島西 4-14-2 ローズビル 1F

年 月 日

建物名称

所在地

上記条項について説明を受けた上、了承いたします。

借主 _____ 印